

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽一丁目7番27号	914

2 指名停止措置期間 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等

4 事実概要

鹿島道路株式会社の使用人が、同社の業務に関し、同社の労働者に対し、1日について時間外労働・休日労働に関する協定に定めた限度時間を超える時間外労働を行わせたとして、平成25年12月24日に広島簡易裁判所から労働基準法違反により同社及び当該使用人がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

鹿島道路株式会社が、労働基準法違反で罰金刑に処せられたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表第2第11号アに該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号ア〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
ア <u>業務に関し、法令に違反したとき。</u>	<u>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</u>
イ 町工事に当たり、下請代金の全部又は一部に不払いがあったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)